

国住戦官第54号
令和7年7月24日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

令和7年度「住生活月間」の実施について

住宅行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、同法第7条においては、国、地方公共団体の責務として「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」ことが明記されました。

国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、先般の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改めるとともに、省庁横断的な推進体制の構築のために新たに設置された「住生活安定向上施策推進会議」の構成省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省）の協力の下に、広範な関係機関・団体の参加を得て、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を強力に推進することとしています。

更に、令和3年3月19日には、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定しており、引き続き、本計画に基づき、関係行政機関が連携して国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

つきましては、別添実施要綱のとおり「住生活月間」を実施することとしておりますので、本月間の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等について格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

令和7年度「住生活月間」実施要綱

1. 目的

この月間は、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、もって国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

2. 期間

令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで

3. 共通テーマ

～描こう、みんなにやさしい住まい～（別紙参照）

4. 主催

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会

5. 後援（予定）

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省、日本放送協会、（一社）日本新聞協会、（一社）日本民間放送連盟

6. 実施内容

住生活月間中に次に掲げる行事、活動等を積極的に行い、豊かな住生活の実現に向けて国民の住意識の向上を図ることとする。

（1）中央行事の実施

- ・住生活月間記念式典
（第37回「住生活月間」及び第37回「住生活月間中央イベント」の合同記念式典として開催）
- ・住生活関係功労者の表彰
- ・住生活月間中央イベントの開催
- ・住教育の推進
- ・シンポジウムの開催 等

（2）住生活月間実行委員会会員団体による関連行事の実施

共通テーマに留意（※）の上、各会員団体によるセミナー、シンポジウム等の行事や広報活動の実施

（3）地方における関連行事の実施

共通テーマに留意（※）の上、地域の特色を生かしたシンポジウム、講演会、住生活フェア等の行事の実施

（4）広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、シンボルマーク等を活用し、国民に住生活月間の趣旨を広報する。

※テーマとは直接に対応しない内容の企画や行事についても積極的に推進

令和7年度「住生活月間」実施におけるテーマについて
～描こう、みんなにやさしい住まい～

住宅行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年度10月を「住生活月間」と定めて総合的な啓発活動を展開しております。

37回目を迎える今年度も引き続き、官民協力の下、住生活月間中央イベントや住生活月間フォーラムを開催するほか、全国各地で実施されるシンポジウム、住宅フェア等を通じて住生活の向上に役立つ様々な情報を発信していくこととしておりますが、これらのイベントの開催にあたっては、今年度以降、当該月間の取組強化を図るべく、住宅政策の重点事項、関係法令の施行時期などを念頭に置き、「住生活月間」全体で設定した共通のテーマに基づき、地方公共団体、実行委員会の各団体にてイベントを開催していただく予定としております。

こうしたことを踏まえ、令和7年度の住生活月間については、「描こう、みんなにやさしい住まい」を基本テーマに開催いたします。

第一の目的として、「改正住宅セーフティネット法」が令和7年度に施行されることを周知し、住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための「やさしい」環境の整備を推進します。

また、第二の目的として、断熱改修をすることで健康を保ち、バリアフリー改修をすることで生活の利便性を上げる等、リフォームによっても「やさしい住まい」となることを周知します。

なお、テーマとは直接に対応しない内容の企画や行事についても、住生活に関連するものについては、住生活の向上に資するものであり、これまで通り積極的な推進をお願いします。

つきましては、本月間の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等について格別の御協力をいただきますようお願いいたします。